

冷凍空調施設工事事業所認定申請マニュアル

[保R-0603-13]

高圧ガス保安協会

文書履歴

冷凍空調施設工事事業所認定申請マニュアル [保R-0603]

改訂 コード	施行 年月日	改訂等の内容
－ 0	2007. 2. 1	制定
－ 1	2008. 1. 1	アンモニア冷凍空調施設への事業拡大に伴う改訂
－ 2	2008. 9. 1	保証書又は誓約書を提出させることに伴う改訂 冷凍空調施設工事事業所名簿作成に伴う改訂
－ 3	2009. 4. 1	冷凍設備保安協会所在地等の変更に伴う改訂
－ 4	2010. 10. 1	技術士施工規則の改正に伴う改訂 冷凍設備保安協会所在地等の変更に伴う改訂
－ 5	2012. 10. 1	様式変更に伴う改訂 冷凍設備保安協会所在地等の変更に伴う改訂
－ 6	2015. 10. 1	申請書類の見直しに伴う改訂
－ 7	2016. 12. 1	規程の改正に伴う見直し及び様式の見直しに伴う改訂
－ 8	2018. 2. 1	冷凍設備保安協会所在地等の変更に伴う改訂
－ 9	2018. 11. 1	冷凍設備保安協会所在地等の変更に伴う改訂
－ 1 0	2019. 11. 15	申請書類の見直しに伴う改訂 手数料の値上げに伴う手数料表の改訂 改元に伴う様式の改訂
－ 1 1	2021. 6. 22	認定審査委員会廃止に伴う改訂
－ 1 2	2021. 8. 23	押印の見直しに伴う改訂

- 1 3	2022. 4. 1	組織変更に伴う組織名称等の改正
-------	------------	-----------------

冷凍空調施設工事事業所認定申請マニュアル

[保R-0603-13]

1. 適用範囲

このマニュアルは、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が協会業務方法書第53条に基づいて行う1日の冷凍能力3トン以上のアンモニア及びフルオロカーボンを冷媒とする冷凍空調施設の据え付け工事の業務を行う者の事業所（以下「工事事業所」という。）の認定（以下「認定」という。）に適用する。

2. 認定の目的

協会は、工事事業所が高圧ガス保安法令等に基づき、保安上適切な工事及び検査を実施することにより、当該冷凍空調施設に係る自主保安体制を確立し、災害の防止を図ることを目的とし、認定の制度を設ける。

3. 用語の定義

このマニュアルにおいて次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 冷凍空調施設

空調・暖房・製氷・冷蔵・凍結・冷却等アンモニア又はフルオロカーボンガスを冷媒とする冷凍空調設備及びこれに附帯して必要な機械室の開口部・換気装置・防火壁・警戒標・警報器・除害装置・散水装置・水冷却器の冷水ポンプ並びにこれらの間の配管をいう。

(2) 冷凍空調施設工事事業所

前号の冷凍空調施設の設置・修理の工事（ユニット型エアコンディショナーにあっては、動力配線、冷却塔、冷却水ポンプの設置及び冷却器の冷水ポンプの吐出側以後の配管の諸工事を除く。）を行う事業所をいう。この場合において事業所とは社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われている工場、事務所等をいう。

(3) 冷凍空調工事保安管理者（以下「管理者」という。）

適正な工事及び工事完成後、高圧ガス保安法第11条第1項、第12条第1項並びに同法冷凍保安規則第6条、第7条、第9条、第11条、第12条及び第14条に規定する技術上の基準並びに冷凍空調装置の施設基準に基づいて自ら検査を行うことにより確認する者又は検査を行う者を指揮・監督することにより当該検査の結果を確認する者をいう。

4. 認定の区分

認定は次の各号に掲げる区分毎に行い、認定の範囲は当該各号に掲げる範囲とする。

- (1) S区分： 冷凍能力3トン以上のアンモニア冷凍空調施設の工事（修理を含む。以下同じ。）

- (2) Sp区分： 冷凍能力3トン以上20トン未満のアンモニア冷凍空調施設の工事のうち、パッケージユニットの工事であって現地での冷媒配管工事のないもの
- (3) A区分： 冷凍能力3トン以上のフルオロカーボン冷凍空調施設の工事
- (4) B区分： 冷凍能力3トン以上20トン未満のフルオロカーボン冷凍空調施設の工事
- (5) C区分： 認定の範囲は、冷凍能力3トン以上20トン未満のフルオロカーボン冷凍空調施設のうち※に定めるパッケージユニットの工事
 - ※ 空調のための冷凍施設のうち、ロット生産されるユニット型機器を用いる施設で次の範囲のもの
 1. シングルパッケージユニット
 2. セパレートユニットであって、室外ユニットと室内ユニットの組み合わせが限定され、あたかも単一ユニットのように構成される冷凍能力10トン未満のもの

5. 認定の要件

認定の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認定の区分に応じた別表1に定める資格・条件を満たす者を管理者として選任していること。
 - なお、管理者は、工事の実態に応じて複数の者を選任することが望ましい。
- (2) 冷凍空調施設を使用者に引き渡し後、当該冷凍空調施設の安全、作動等について、一定期間保証を行っていること。
- (3) 冷凍空調施設の使用からの苦情に対し、適切な処理を行う等サービス体制を整えていること。
- (4) 認定の区分に応じた別表1に定める工事实績を直近3年間に有すること。
- (5) 過去2年間高圧ガス保安法令の違反により、行政処分を受けた事実のないこと。

6 認定の申請等

認定の申請をしようとする者は、6.1 から 6.3 の認定申請の種類に応じて、同項に基づいて申請手続きを行うこと。

なお、申請にあたっては、認定申請の種類に係わらず、認定の区分がS及びSp（アンモニア冷媒に係る冷凍空調施設工事業所の認定）とA、B及びC（フルオロカーボン冷媒に係る冷凍空調施設工事業所）をそれぞれ申請することができる。

例1： S区分の新規認定申請とA区分の新規認定申請を同時に申請する。

この場合は、S区分とA区分の新規申請書類をそれぞれ提出する。

例2： S区分の新規認定申請とA区分の更新認定申請を同時に申請する。

この場合は、S区分の新規申請書類とA区分の更新申請書類をそれぞれ提出する。

例3： Sp区分からS区分への更新（拡大）認定申請とA区分の更新認定申請に申請する。

この場合は、Sp区分からS区分への更新（拡大）申請書類とA区分の更新申請書類をそれぞれ提出する。

また、認定区分の変更の申請をしようとする者は、6.4 に基づいて申請手続きを行うこと。

6.1 新規認定申請

認定（以下「新規認定」という。）の申請をしようとする者は、以下の書類正副各1通に別表2に定める手数料を添えて、別表3に定める協会が指定した団体（以下「指定団体」という。）に提出するものとする。

なお、指定団体での受付期間は、別添1「新規認定に係る申請書作成等の手引き」を参照するものとする。

- ① 様式1 「冷凍空調施設工事業所 新規認定申請書」
- ② 様式2 「冷凍空調施設の保証及びサービス体制等」
- ③ 様式3 「工事实績表」^{注1)}
- ④ 様式4 「事業所の組織及び人員配置図」
- ⑤ 様式5 「事業所案内図」
- ⑥ 様式6 「冷凍空調工事保安管理者経歴書」^{注2) 注3)}
- ⑦ 様式7 「誓約書」（保証書のない場合に限る。）^{注4)}

注1) ③の直近3年間の工事实績数は、3年間の全ての欄について工事实績数（基数）を記入する。

注2) ⑥には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、及び別表1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付する。

注3) ⑥は、過去に冷凍空調工事保安管理者証の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にあつては、その冷凍空調工事保安管理者証及び所有資格の証明書の写しに替えることができる。

注4) ⑦は、様式2において「保証書の有無」が「無」の場合は添付する。

6.2 更新認定申請

以前に新規認定、更新認定（継続）及び更新認定（拡大）を受けた工事業所（以下「認定事業所」という。）が認定の有効期間満了における継続のための認定（以下「更新認定」という。）の申請をしようとする者は、以下の書類正副各1通に別表2に定める手数料を添えて、別表3に定める指定団体に提出するものとする。

なお、指定団体での受付期間は、別添2「更新認定（継続）に係る申請書作成等の手引き」を参照するものとする。

- ① 様式8 「冷凍空調施設工事業所 更新認定（継続）申請書」
- ② 交付されている有効期限内の冷凍空調工事保安管理者証の写し^{注1)}
- ③ 様式2 「冷凍空調施設の保証及びサービス体制等」^{注2)}
- ④ 様式5 「事業所案内図」^{注2)}
- ⑤ 様式6 「冷凍空調工事保安管理者経歴書」^{注3) 注4) 注5)}
- ⑥ 様式7 「誓約書」（保証書のない場合に限る。）^{注2) 注6)}

注1) ②は、次に掲げるいずれか一つでも該当する場合にあつては、管理者証の写しに加えて所有資格の証明書の写しも提出する。

① 前回交付を受けた管理者の区分から変更がある場合

②有効期限外の管理者証の写しを提出する場合

③前回提出した所有資格から変更がある場合

注2) ③、④及び⑥は、前回認定時から変更のある場合にのみ提出する。

注3) ⑤は新たに選任する管理者についてのみ提出する。

注4) ⑤には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、及び別表1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付する。

注5) ⑤は、過去に冷凍空調工事保安管理者証の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にあつては、その冷凍空調工事保安管理者証及び所有資格の証明書の写しに替えることができる。

注6) ⑥は、様式2において「保証書の有無」が「無」の場合は添付する。

6.3 更新（拡大）認定申請

6.3.1 申請

認定事業所の認定の区分がSp、B又はCの事業所であつて、次に掲げる場合には、更新認定申請の際に認定の区分を変更して更新認定（以下「更新（拡大）認定」という。）を申請することができる。

- ① 既に受けている認定の区分がSpである認定事業所であつて、その工事事業所に所属する管理者がS区分の管理者の資格要件を満たしている場合。
- ② 既に受けている認定の区分がBである認定事業所であつて、その工事事業所に所属する管理者がA区分の管理者の資格要件を満たしている場合。
- ③ 既に受けている認定の区分がCである認定事業所であつて、その工事事業所に所属する管理者がB区分の管理者の資格要件を満たしている場合。
- ④ 既に受けている認定の区分がCである認定事業所であつて、その工事事業所に所属する管理者がA区分の管理者の資格要件を満たしている場合。

6.3.2 提出書類

認定事業所の更新（拡大）認定の申請をしようとする者は、以下の書類正副各1通に別表2で定める手数料を添えて、別表3で定める指定団体に提出するものとする。

なお、指定団体での受付期間は、別添3「更新認定（拡大）に係る申請書作成等の手引き」を参照するものとする。

- ① 様式9「冷凍空調施設工事事業所 更新認定（拡大）申請書」
- ② 交付されている有効期限内の冷凍空調工事保安管理者証の写^{注1)}
- ③ 様式6「冷凍空調工事保安管理者経歴書」^{注2) 注3) 注4)}
- ④ 様式2「冷凍空調施設の保証及びサービス体制等」^{注5)}
- ⑤ 様式5「事業所案内図」^{注5)}
- ⑥ 様式7「誓約書」（保証書のない場合に限る。）^{注5) 注6)}

注1) ②は、次に掲げるいずれか一つでも該当する場合にあつては、管理者証の写しに加えて所有資格の証明書の写しも提出する。

①前回交付を受けた管理者の区分から変更がある場合

②有効期限外の管理者証の写しを提出する場合

③前回提出した所有資格から変更がある場合

注2) ③は新たに選任する管理者についてのみ提出すること。

注3) ③には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、

及び別表1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付する。

注4) ③は、過去に冷凍空調工事保安管理者証の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にあつては、その冷凍空調工事保安管理者証及び所有資格の証明書の写しに替えることができる。

注5) ④から⑥までは、前回認定時から変更のある場合にのみ提出する。

注6) ⑥は、様式2において「保証書の有無」が「無」の場合は添付する。

6.4 区分変更

6.4.1 申請

認定事業所の認定の区分がS p、B又はCの事業所であつて、次に掲げる場合には、認定の有効期間内に、認定の区分の変更（以下「区分変更」という。）を申請することができる。

- ① 既に受けている認定の区分がS pである認定事業所であつて、その工事事業所に所属する管理者がS区分の管理者の資格要件を満たしている場合。
- ② 既に受けている認定の区分がBである認定事業所であつて、その工事事業所に所属する管理者がA区分の管理者の資格要件を満たしている場合。
- ③ 既に受けている認定の区分がCである認定事業所であつて、その工事事業所に所属する管理者がB区分の管理者の資格要件を満たしている場合。
- ④ 既に受けている認定の区分がCである認定事業所であつて、その工事事業所に所属する管理者がA区分の管理者の資格要件を満たしている場合。

6.4.2 提出書類

認定事業所が区分変更を申請しようとするときは、以下の書類正副各1通に別表2で定める手数料を添えて、別表3で定める指定団体に提出するものとする。（随時受付）

- ① 様式10「冷凍空調施設工事事業所の区分変更申請書」
- ② 様式6「冷凍空調工事保安管理者経歴書」注1)注2)注3)
- ③ 交付されている冷凍空調施設工事事業所認定証注4)
- ④ 交付されている有効期限内の冷凍空調工事保安管理者証注4)注5)

注1) ②は新たに選任する管理者についてのみ提出すること。

注2) ②には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、及び別表1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付する。

注3) ②は、過去に冷凍空調工事保安管理者証の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にあつては、その冷凍空調工事保安管理者証及び所有資格の証明書の写しに替えることができる。

注4) ③及び④は、紛失等により現に有していない場合にあっては、当該冷凍空調施設工事事業所認定証及び冷凍空調工事保安管理者証の写しに替えることができる。

注5) ④は、次に掲げるいずれか一つでも該当する場合にあつては、管理者証に加えて所有資格の証明書の写しも提出する。

- ① 前回交付を受けた管理者の区分から変更がある場合
- ② 有効期限外の管理者証の写しを提出する場合
- ③ 前回提出した所有資格から変更がある場合

6.5 申請書類の作成等

6.1、6.2、6.3 及び 6.4.2 に係る書類は、申請の種類に応じた、以下の手引きに基づいて作成等をするものとする。

- 別添 1：「新規認定に係る申請書作成等の手引き」
- 別添 2：「更新認定(継続)に係る申請書作成等の手引き」
- 別添 3：「更新認定(拡大)に係る申請書作成等の手引き」
- 別添 4：「区分変更に係る申請書作成等の手引き」

7 認定のための書類確認等

指定団体及び協会が行う認定のための書類確認は、次による。

- (1) 6により提出された書類の確認及び必要に応じて冷凍空調施設工事業所の関係者への事情聴取により行う。
- (2) 書類の確認は、申請書類に基づき、5の認定の要件に適合しているか否かについて行う。ただし、区分変更の場合にあっては5(1)に限る。
- (3) 関係者への事情聴取は、指定団体を経由して(必要に応じて協会から)5の認定の要件に適合しない箇所についてのみ行う。

8 認定等の可否の決定

協会は、書類確認の結果に基づいて認定の可否を決定する。

9 認定証等の交付

9.1 冷凍空調施設工事業所認定証の交付

協会は、認定又は区分変更を可とした工事業所に対して、指定団体を経由して様式11「冷凍空調施設工事業所認定証」(以下「認定証」という。)を交付する。

9.2 冷凍空調工事保安管理者証の交付

協会は、認定事業所の管理者に対して、指定団体を経由して様式12「冷凍空調工事保安管理者証」(以下「管理者証」という。)を交付する。

9.3 不合格の通知

協会が不合格の通知をする場合は、次に定めるところによる。

- (1) 協会は、認定を否とした冷凍空調施設工事業所に対して、指定団体を経由して様式13-1「冷凍空調施設工事業所認定不合格通知書」により申請者に通知する。
- (2) 協会は、区分変更を否とした冷凍空調施設工事業所に対して、指定団体を経由して様式13-2「冷凍空調施設工事業所の区分変更不合格通知書」により申請者に通知する。

10 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

ただし、6.4で規定する区分変更にあっては、区分変更が認められた日から、区分を変更する前の認定の有効期間の終了する日までとする。

11 認定事業所の義務

認定事業所は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 高圧ガス保安法、同法令に基づく通達及び協会が定める基準等を遵守するとともに、冷凍空調施設を修理、廃棄する等の場合においても冷媒を漏えいさせないようにすること。
- (2) 認定に係る冷凍空調施設は、**別添5**に定める「冷凍空調施設設置等保安確認実施要領」により保安上支障のないことを検査し、管理者に確認させたうえで、認定を受けた区分の冷媒に応じた**様式14-1**若しくは、**様式14-2**「冷凍空調施設設置等保安確認報告書」又はこれに準じたものを必要に応じて使用者等に引き渡さなければならない。
- (3) (2)の確認を行った冷凍空調施設には、必要に応じて**様式15**「冷凍空調施設保安確認実施証」を貼付しなければならない。
- (4) 管理者の技術水準を維持すること。
- (5) 冷凍空調施設の設置工事又はその工事終了後に、当該設備に係る高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領^{注1)}に基づく高圧ガス事故が発生したときは、速やかに**様式16**「事故報告書」により協会に報告をすること。
- (6) 冷凍空調施設の設置等の工事が完成し、当該冷凍空調施設を使用者に引渡したときは、当該使用者に対して、高圧ガス保安法令に定める技術上の基準の遵守を指導するとともに都道府県冷凍設備保安協会等の施設検査の受検をすすめること。
- (7) その他協会が特に必要と認めて付した条件を遵守すること。

注1) 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領は下記を参照のこと。

URL:https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/safety/hipregas/hourei/20181225.pdf

12 認定事業所の名称等の変更の届出

認定事業所において、事業所の所在地、名称、管理者又は管理者証の資格の区分に変更があった場合には、**様式17**「冷凍空調施設工事事業所認定申請内容変更届」に必要に応じてその旨を証明する書面を添えて遅滞なく、指定団体を経由して協会に届け出なければならない。

なお、変更の届出に係る詳細は、**別添6**「内容変更届作成等の手引き」を参照すること。

13 承継

認定事業所において、相続又は合併があった場合には、次に定めるところによる。

- (1) 認定事業所において、相続又は合併があった場合において相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、15に規定する事項に該当しなければその地位を承継する。
- (2) (1)の規定により承継した者は、指定団体を経由して、**様式18**「冷凍空調施設工事事業所認定承継届」にその旨を証明する書面（登記事項証明書の写し等）を添えて遅滞なく、協会に届け出なければならない。

なお、承継に係る詳細は、**別添7**「承継届作成等の手引き」を参照すること。

14 返納

認定事業所において、認定の事業を廃止した場合、認定の区分に応じた管理者を選任できなくなった場合又はその他認定の要件を満たすことができなくなった場合には、**様式19**「冷凍空調施設工事業認定返納届」に当該認定の認定証及び管理者証（認定の有効期間内のものを有している場合に限る。）を添えて遅滞なく、指定団体を経由して協会に届け出なければならない。

なお、返納に係る詳細は、**別添8**「返納届作成等の手引き」を参照すること。

15 認定の取り消し等

協会は、認定事業所が次のいずれかに該当するときは、改善指示又は認定の資格の停止若しくは取消しのいずれかの処置を講ずることができるものとする。

なお、認定が取り消され、かつ、取り消しの日から1年を経過しない冷凍空調施設工事業所は、認定の申請をすることはできない。

- (1) 11、12、13及び14に規定する認定事業所の義務を怠ったとき。
- (2) 法人の解散、合併等により、冷凍空調施設の設置の工事業を行うことができなくなったとき。
- (3) 高圧ガス保安法令の違反により処分を受けたとき。
- (4) 冷凍空調施設の設置工事中又は当該工事終了後に発生した事故が、認定事業所の責に起因し、かつ、社会的影響を与えたとき。
- (5) 認定事業所として信頼を失うような冷凍空調施設の設置の工事を行ったとき。

16 認定証及び管理者証の再交付

協会は、協会が交付した認定証の交付を受けている事業所及び管理者証の交付を受けている者がこれを汚し、損じ又は失った場合において、当該交付を受けている者の申請に基づいて次に定めるところにより、その再交付を行う。

- (1) 認定証の再交付を受けようとする事業者及び管理者証の再交付を受けようとする者が所属する事業者（以下「再交付申請者」という。）は、指定団体を経由して**様式20**「認定証・管理者証再交付申請書」を協会に提出するものとする。
- (2) 協会は、再交付申請の内容が確認できたときは、再交付申請者に当該申請に係る認定証及び管理者証の再交付を行う。
- (3) 再交付した認定証及び管理者証は、指定団体を経由して、再交付申請者に送付する。

17 その他

協会は、必要と認めるとき、冷凍空調施設工事業所に対しマニュアルに係る事項について必要な書類の提出を求めることができる。

なお、S区分若しくはSp区分の認定の申請をしようとする事業所又は当該区分の認定を受けた事業所に対し、当該申請に係る事項について当該事業所の調査をすることができる。

この場合において、事業所は協会の調査に協力しなければならない。

18 認定に係る経費

新規認定、更新認定、更新（拡大）認定又は区分変更のための申請を行おうとする者は、**別表2**「冷凍空調施設工事業所認定手数料」に定める手数料を申請

時に指定団体に支払うものとする。

なお、指定団体は、申請受理後、正当な理由がある場合を除き、手数料を返金しない。

付 則

1 このマニュアルは、平成19年2月1日から施行する。

なお、平成19年3月15日認定に係る申請であって、認定の区分がA、B又はCの者は従前の規程によることができる。

2 このマニュアルの施行の際、現に認定を受けている認定事業所及び保安管理者は、このマニュアルによる認定を受けたものとみなす。

付則

1 このマニュアルは、平成20年1月1日から施行する。

付則

1 このマニュアルは、平成20年9月1日から施行する。

付則

1 このマニュアルは、平成21年4月1日から施行する。

付則

1 このマニュアルは、平成22年10月1日から施行する。

付則

1 このマニュアルは、平成24年10月1日から施行する。

付則

1 このマニュアルは、平成27年10月1日から施行する。

付則

1 このマニュアルは、平成28年12月1日から施行する。

付則

1 このマニュアルは、平成30年2月1日から施行する。

付則

1 このマニュアルは、平成30年11月1日から施行する。

付則

1 このマニュアルは、令和元年11月15日から施行する。

付則

1 このマニュアルは、令和3年6月22日から施行する。

付則

- 1 このマニュアルは、令和3年8月23日から施行する。

付則

- 1 このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。

様式 1

冷凍空調施設工事事業所 新規認定申請書

太枠内を記入してください。

※1 整理番号						※2 受理年月日	令和			年			月			日	
※3 指定団体名																	
フリガナ																	
事業所の名称																	
事業所の所在地等	〒																
	TEL	()															
認定申請の区分	1. S区分	2. Sp区分	3. A区分	4. B区分	5. C区分												
管理者																	
1. 氏名		管理者の区分		生年月日	1. 昭和			年			月					日	
					2. 平成												
2. 氏名		管理者の区分		生年月日	1. 昭和			年			月					日	
					2. 平成												
3. 氏名		管理者の区分		生年月日	1. 昭和			年			月					日	
					2. 平成												
4. 氏名		管理者の区分		生年月日	1. 昭和			年			月					日	
					2. 平成												
5. 氏名		管理者の区分		生年月日	1. 昭和			年			月					日	
					2. 平成												
名簿掲載の可否	1. 可	2. 否	申請日前2年間の高圧ガス保安法令の違反(行政処分)の有無				1. 有	2. 無									
連絡担当者	所属											氏名					
	TEL	()															

令和 年 月 日

事業所名

責任者役職

氏名

高圧ガス保安協会 殿

備考1 ※1、※2及び※3は、記入しないで下さい。

2 認定申請の区分、名簿掲載の可否及び申請日前2年間の高圧ガス保安法令の違反(行政処分)の有無は、該当項目を一つ○で囲んで下さい。

3 記入についての詳細は別添1を参照して下さい。

冷凍空調施設の保証及びサービス体制等

1. 冷凍空調 施設の保証	保証期間			年	
	保証書の有無	1. 有		2. 無	
		保証書の有無が「有」の場合は、保証書のサンプル又は過去に発行した保証書 ^{注)} の写しを添付して下さい。 保証書の有無が「無」の場合は、様式7の誓約書を提出して下さい。			
2. サービス体制	苦情処理窓口				
	苦情処理体制				
	定期点検の実施状況				

注) 保証書とは、貴事業所が行った工事に対するもので、冷凍機器の保証書ではありません。

表1 工事实績表

施設の区分 工事施工年	冷凍能力3トン以上の アンモニア冷凍空調施設	冷凍能力3トン以上の フルオロカーボン冷凍空調施設
	年	基
年	基	基
年	基	基
合計	基	基

注) 認定年の前年から3年間の工事实績数(基数)を全ての欄に記入して下さい。工事实績がない年は0を記入して下さい。

冷凍能力は高圧ガス保安法上の冷凍トンを指します。

表2 主な工事实績一覧表

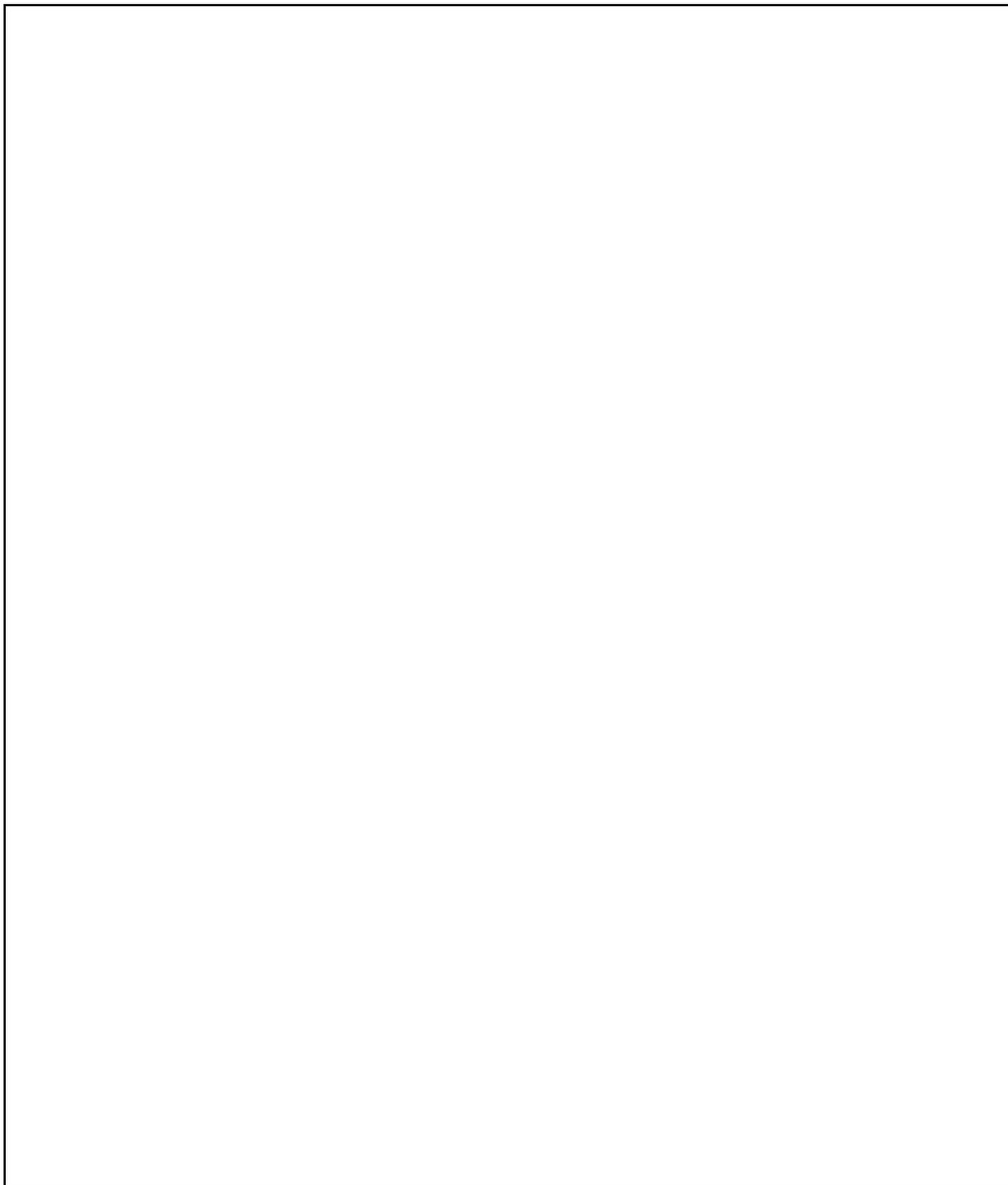
(表1の工事实績表に合わせて各年に応じた主な工事实績を記入して下さい。)

工事施工 年月日	工事施工場所 住所・名称	冷凍空調施設の 冷媒ガス名	工事内容	冷凍能力(トン)
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

注) 冷凍能力3トン以上の冷凍空調施設の工事实績を記入して下さい。

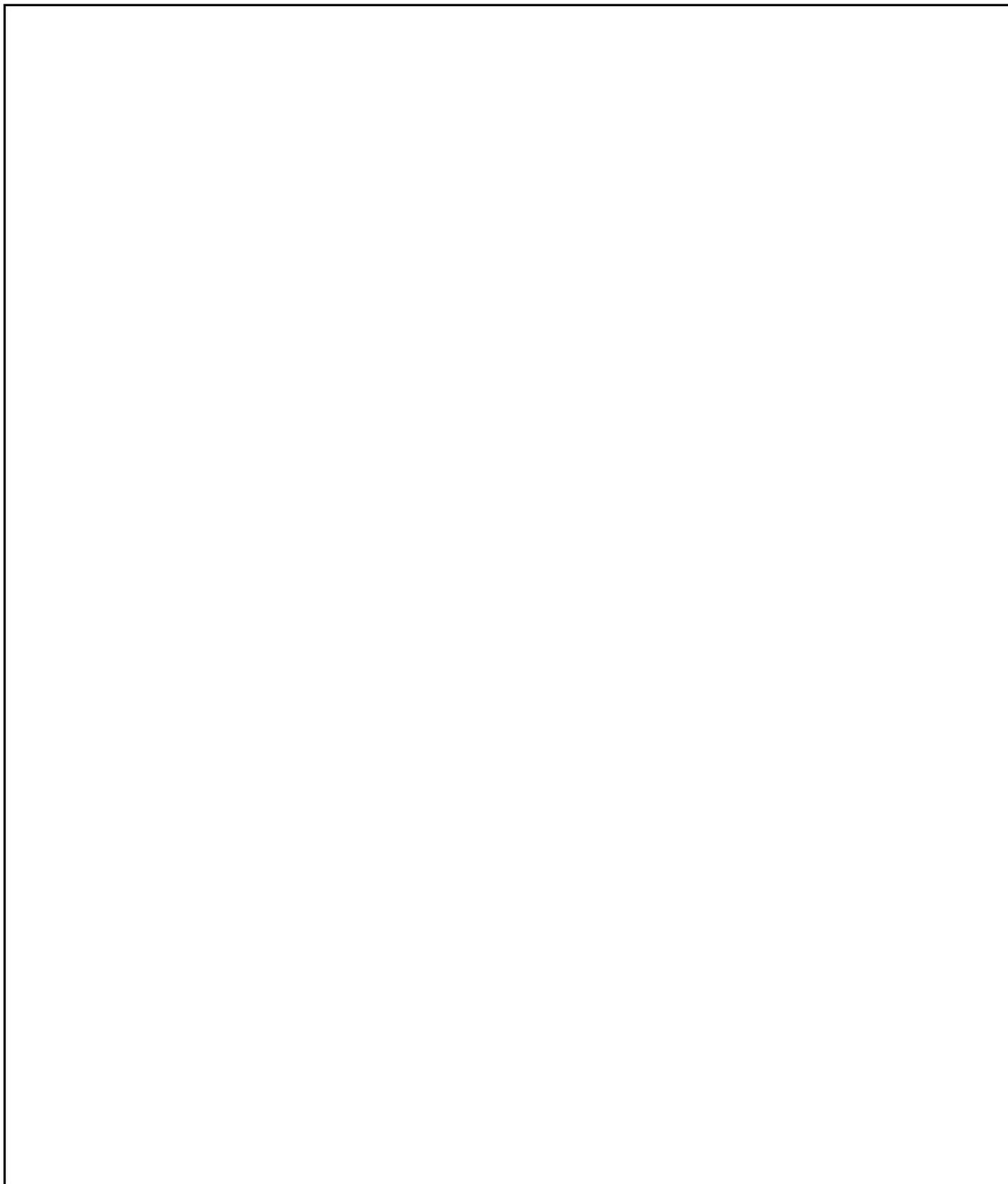
様式 4

事業所の組織及び人員配置図



※詳細は別添 1 の例を参照して下さい。

事業所案内図



冷凍空調工事保安管理者経歴書

氏名							生年月日			1. 昭和			年			月			日			
							2. 平成															
携わった工事の実績	職歴 ※主な工事実績	工事年月日						冷媒ガスの種類			工事内容											
		例 平成	2	5	年	0	7	月	フロン	アンモニア	〇〇会社にて冷凍能力〇トンのパッケージエアコンの据付、試運転											
					年			月	フロン	アンモニア												
					年			月	フロン	アンモニア												
					年			月	フロン	アンモニア												
					年			月	フロン	アンモニア												
管理者の資格条件	所有資格 ※1.~4.の資格の等級のうちいずれかに○又は5.の基礎講習及び工事経験年数に○	資格の種類						資格の等級														
		1. 技術士						技術士（機械部門（熱工学））														
		2. 冷凍機械責任者						第一種				第二種				第三種						
		3. 冷凍空調技士						第一種				第二種										
		4. 冷凍空調調和機器施工技能士						第一級+付加講習				第二級+付加講習										
	5. 基礎講習 及び 工事経験年数						A検定		B検定		C検定		S検定		Sp検定							
							5年以上				3年以上				2年以上							
冷凍空調工事 保安管理者講習						受講票番号																
						修了年月日						昭和・平成・令和				年			月			日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

事業所名

上記管理者の氏名

上記の者は当社の社員であり、経歴は記載のとおり相違ないことを証明します。

事業所名

責任者の役職

氏名

備考 1 冷凍空調工事保安管理者講習受講票に修了印のあるものの写し、及び所有資格の証明書の写しを添付して下さい。

2 職歴欄は、フロンの申請においてはフロンの工事実績を、アンモニアの申請においてはアンモニアの工事実績を記載し、フロン又はアンモニアのいずれかに○をつけてください。

令和 年 月 日

誓 約 書

高圧ガス保安協会 殿

企業名 _____

事業所名 _____

事業所代表者職員氏名 _____

冷凍空調施設の認定工事業所としての保証体制について

当社（又は当事業所）では、冷凍空調施設工事の保証に係る保証書は作成していないが、認定工事業所としての工事については、冷凍空調施設工事業所認定申請マニュアルの様式2「冷凍空調施設の保証及びサービス体制等」に記載した保証期間内の保証を行うことを誓約いたします。

以上

様式 8

冷凍空調施設工事事業所 更新認定（継続）申請書

太枠内を記入してください。

※1 整理番号						※2 受理年月日	令和			年			月			日						
※3 指定団体名																						
フリガナ																						
事業所の名称																						
事業所の所在地等	〒																					
	TEL	()	-					FAX	()	-								
事業所の認定区分・番号																						
認定申請の区分	1. S区分		2. Sp区分		3. A区分		4. B区分		5. C区分													
管理者																						
1. 氏名						管理者の区分				生年月日	1. 昭和					年			月			日
2. 氏名						管理者の区分				生年月日	1. 昭和					年			月			日
3. 氏名						管理者の区分				生年月日	1. 昭和					年			月			日
4. 氏名						管理者の区分				生年月日	1. 昭和					年			月			日
5. 氏名						管理者の区分				生年月日	1. 昭和					年			月			日
名簿掲載の可否	1. 可		2. 否		過去2年間の高圧ガス保安法令の違反（行政処分）の有無				1. 有		2. 無											
連絡担当者	所属											氏名										
	TEL	()	-																	

令和 年 月 日

事業所名

責任者役職

氏名

高圧ガス保安協会 殿

備考1 ※1、※2及び※3は、記入しないで下さい。

- 更新認定申請の区分、名簿掲載の可否及び過去2年間の高圧ガス保安協会の違反（行政処分）の有無は、該当項目を一つ〇で囲んで下さい。
- 管理者証の写しを添付して下さい。
- 6.2の注1)に該当する場合にあっては所有資格の写しの提出が必要になります。
- 記入についての詳細は別添2を参照して下さい。

様式 9

冷凍空調施設工事事業所 更新認定（拡大）申請書

太枠内を記入してください。

※1 整理番号								※2 受理年月日	令和			年			月			日	
※3 指定団体名																			
フリガナ																			
事業所の名称																			
事業所の所在地等	〒																		
	TEL	()	-					FAX	()	-					
事業所の認定区分・番号																			
更新認定申請の区分の変更																			
管理者																			
1. 氏名																			
2. 氏名																			
3. 氏名																			
4. 氏名																			
5. 氏名																			
名簿掲載の可否	1. 可		2. 否		過去2年間の高圧ガス保安法令の違反（行政処分）の有無				1. 有		2. 無								
連絡担当者	所属											氏名							
	TEL	()	-														

令和 年 月 日

事業所名

責任者役職

氏名

高圧ガス保安協会 殿

備考1 ※1、※2及び※3は、記入しないで下さい。

2 名簿掲載の可否及び過去2年間の高圧ガス保安の違反（行政処分）の有無は、該当項目を一つ○で囲んで下さい。

3 管理者証の写しを添付して下さい。

4 6.3.2の注1)に該当する場合にあっては所有資格の写しの提出が必要になります。

5 記入についての詳細は別添3を参照して下さい。

冷凍空調施設工事事業所の区分変更申請書

太枠内を記入してください。

※1 整理番号						※2 受理年月日	令和			年			月			日							
※3 指定団体名																							
フリガナ																							
事業所の名称																							
事業所の所在地等	〒					-																	
							都道										市区						
							府県										郡						
	TEL	()		-				FAX	()		-								
事業所の認定区分・番号			-			-																	
認定申請の区分の変更	_____ 区分 → _____ 区分																						
管理者																							
1. 氏名						管理者の区分				生年月日	1. 昭和					年				月			日
2. 氏名						管理者の区分				生年月日	1. 昭和					年				月			日
3. 氏名						管理者の区分				生年月日	1. 昭和					年				月			日
4. 氏名						管理者の区分				生年月日	1. 昭和					年				月			日
5. 氏名						管理者の区分				生年月日	1. 昭和					年				月			日
名簿掲載の可否	1. 可		2. 否																				
連絡担当者	所属															氏名							
	TEL	()		-																	

令和 年 月 日

事業所名

責任者役職

氏名

高圧ガス保安協会 殿

備考1 ※1、※2及び※3は、記入しないで下さい。

- 2 名簿掲載の可否は、該当項目を一つ○で囲んで下さい。
- 3 管理者証及び認定証を添付して下さい。
- 4 6.4.2の注5)に該当する場合にあっては所有資格の写しの提出が必要になります。
- 5 記入についての詳細は別添4を参照して下さい。

冷凍空調施設工事業所認定証



**冷凍空調施設工事
事業所認定証**

認定番号

認定の区分

有効期限 年 月 日

**冷凍空調施設工事業所
認定規程第11条第1項の
規定により認定したこと
を証します**

年 月 日

高圧ガス保安協会



冷凍空調工事保安管理者証



証書番号 _____ 資格の区分 _____

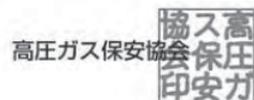
氏 名 _____
年 月 日生

勤 務 先 _____

有効期限 _____ 年 月 日

冷凍空調施設工事事業所認定規程
第11条の規定によりこの証書を交
付する。

年 月 日



注 意 事 項

1. この証書を他人に貸与し、または譲渡してはならない。
2. この証書を紛失または毀損したときは、理由を付して発行者に届けて再交付を受けなければならない。
3. 氏名に変更を生じたときは、直ちに発行者に届け出て訂正を受けなければならない。
4. 勤務先に変更を生じたときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

冷凍空調施設工事事業所認定不合格通知書

令和 年 月 日

殿

高圧ガス保安協会

令和 年 月 日付けをもって申請のありました貴事業所について審査した結果、下記の理由により不合格となりましたので通知いたします。

記

□

冷凍空調施設工事事業所の区分変更不合格通知書

令和 年 月 日

殿

高圧ガス保安協会

令和 年 月 日付けをもって申請のありました貴事業所の区分変更について審査した結果、
下記の理由により不合格となりましたので通知いたします。

記

□

冷 凍 空 調 施 設 設 置 等
保 安 確 認 実 施 報 告 書

(フルオロカーボン冷媒の冷凍施設用)

フリガナ											
冷凍空調施設工事認定事業所の名称											
事業所の所在地等	〒					-					
	都 道					市 区					
	府 県					郡					
TEL	()			-					

貴所に設置しました冷凍空調施設について保安確認を実施した結果、下記のとおり支障ありませんでしたので報告します。

冷凍空調施設 設置場所	所在地										
	名称										
保安確認年月日	令和			年			月			日	
冷凍空調施設 工事事業所	責任者氏名										
	保安管理者氏名										
	事業所の認定区分・番号					-					
冷凍空調設備の 機種名						冷凍空調設備の 製造番号					
冷凍能力	トン					冷媒ガス名					

保安確認実施記録

項 目	保 安 確 認 実 施 内 容			
1.出入口・開口部の数・面積等				
2.火気との距離の確保				
3.警戒標の掲示				
4.防食塗装などの施工				
5.耐震設計構造物の衝撃に対して安全な構造				
6.耐圧試験の実施	高圧部	MP a	低圧部	MP a
7.気密試験の実施	高圧部	MP a	低圧部	MP a
8.冷媒設備の圧力計	1)取付箇所		2)精度	
9.安全弁の設置				
10.溶栓の設置	溶融温度	℃		
11.高圧遮断装置の設置	作動圧力	MP a		
12.破裂板				
13.圧力逃がし装置				
14.連動装置の設置				
15.液面計の保護装置の設置				
16.動力設備に保護装置の設置				
17.配管の標識の設置				
18.バルブの操作				

注：新規設置の冷凍空調施設については、下記の該当する□にチェックをして下さい。

- 貴所に設置しました冷凍空調施設は、高圧ガス保安法第5条第1項の許可設備ですので、同法第20条の完成検査が必要です。
- 貴所に設置しました冷凍空調施設は、高圧ガス保安法第5条第2項の届出設備ですので、都道府県知事への届け出が必要です。

大切に保存して下さい。

**冷凍空調施設設置等
保安確認実施報告書**
 (アンモニア冷媒の冷凍施設用)

フリガナ											
冷凍空調施設工事認定事業所の名称											
事業所の所在地等	〒					-					
	都 道					市 区					
	府 県					郡					
TEL	()			-					

貴所に設置しました冷凍空調施設について保安確認を実施した結果、下記のとおり支障ありませんでしたので報告します。

冷凍空調施設 設置場所	所在地										
	名称										
保安確認年月日	令和			年			月			日	
冷凍空調施設 工事事業所	責任者氏名										
	保安管理者氏名										
	事業所の認定区分・番号				-		-				
冷凍空調設備の 機種名						冷凍空調設備の 製造番号					
冷凍能力	トン					冷媒ガス名					

保安確認実施記録

項目	保安確認実施内容		
1.発火性・引火性の物の堆積状況			
2.火気の付近にないこと			
3.警戒標			
4.漏えいガスが滞留しない構造			
5.冷媒ガスが漏えいしない構造	1)振動軽減装置		
	2)衝撃防護措置		
	3)腐食防止措置		
6.耐震設計構造物の地震の衝撃に対して安全な構造			
7.冷媒設備の耐圧試験			
8.冷媒設備の気密試験			
9.冷媒設備の圧力計	1)取付箇所	2)精度	
10.冷媒設備の安全装置	1)安全弁の止め弁の開閉状態、設定値		
	2)高圧ガス遮断装置の設置		
	3)圧力逃がし装置の設置		
11.動力設備の保護装置	1)自動制御装置	2)連動装置	
12.冷媒設備の安全弁等の放出管			
13.受液器の丸形ガラス液面計以外の使用			
14.受液器のガラス管液面計	1)液面計の防護装置		
	2)液面計の止め弁・自動閉止弁		
15.消火設備			
16.受液器周囲の流出を防止するための措置(防液堤又はピット)			
17.漏えいを検知し、かつ、警報する設備	1)数量	2)設置場所	3)機能
18.毒性ガスの除害の措置	1)拡散防止	2)除害設備及び除害剤	
19.バルブ等の操作に係る措置			

注：新規設置の冷凍空調施設については、下記の該当する□にチェックをして下さい。

- 貴所に設置しました冷凍空調施設は、高圧ガス保安法第5条第1項の許可設備ですので、同法第20条の完成検査が必要です。
- 貴所に設置しました冷凍空調施設は、高圧ガス保安法第5条第2項の届出設備ですので、都道府県知事への届け出が必要です。

大切に保存してください。

冷凍空調施設保安確認実施証

冷凍空調施設保安確認実施証

工事事業所、名称、電話番号

認定番号

高圧ガス保安協会

令和 年 月 日

事故報告書

高圧ガス保安協会 殿

事業所名

責任者役職

氏 名

マニュアル11 認定事業所の義務に基づき、設置工事又はその工事終了後に当該設備に係る高圧ガス事故が発生しましたので報告致します。

事業所の 認定区分・番号	
事故発生日時	
事故発生場所	
冷媒ガス名	
冷凍能力	トン

注：事故の詳細は、別紙にて報告すること。

様式 17

冷凍空調施設工事業所認定申請内容変更届

太枠内を記入してください。

※1 整理番号						※2 受理年月日	令和			年			月			日
※3 指定団体名																
変更する内容	1. 事業所の所在地の変更				2. 事業所の名称の変更				3. 管理者の変更				4. 管理者証の資格区分の変更			
事業所の所在地等	〒															
	都 道				市 区											
	府 県				郡											
	TEL	()	-					FAX	()	-		
事業所の認定区分・番号				-												
変更事項	新															
	旧															

令和 年 月 日

事業所名

責任者役職

氏 名

高 圧 ガ ス 保 安 協 会 殿

- 備考1 ※1、※2及び※3は、記入しないで下さい。
- 2 変更する内容は、該当項目を一つ若しくは複数に○で囲んで下さい。
- 3 記入についての詳細は別添6を参照して下さい。

認定証・管理者証再交付申請書

太枠内を記入してください。

※1 整理番号											※2 受理年月日	令和			年			月			日
※3 指定団体名																					
再交付の種類	1. 認定証					2. 管理者証															
フリガナ																					
事業所の名称																					
事業所の認定区分・番号			-		-																
管理者証の証書番号			-		-																
再交付の申請の理由																					

令和 年 月 日

事業所名

責任者役職

氏名

高 圧 ガ ス 保 安 協 会 殿

備考1 ※1、※2及び※3は、記入しないで下さい。

2 再交付の種類は、該当項目を一つ○で囲んで下さい。

認定の区分とその範囲並びに工事实績及び管理者の資格条件

認定の区分		S	S p	A	B	C
		アンモニア冷媒に係るもの		フルオロカーボン冷媒に係るもの		
認定の工事範囲		冷凍能力3トン以上のアンモニア冷媒空調施設の工事	冷凍能力3トン未満のアンモニア冷媒空調施設のうち、冷媒配管工事	冷凍能力3トン以上のフルオロン冷媒空調施設の工事	冷凍能力3トン未満のフルオロン冷媒空調施設のうち、冷媒配管工事	冷凍能力3トン未満のフルオロン冷媒空調施設のうち、冷媒配管工事
工事の実績 (認定要件)		冷凍能力3トン以上のアンモニア冷媒空調施設に係る工事の実績		冷凍能力3トン以上のフルオロカーボン冷媒空調施設に係る工事の実績		
管理者資格 条件 (認定要件)	携わった工事の実績	冷凍能力3トン以上のアンモニア冷媒空調施設に係る工事の実績		冷凍能力3トン以上のフルオロカーボン冷媒空調施設に係る工事の実績		
	所有資格 (1.～5.の内いずれか一つあればよい。)	1. 技術士(機械部門(熱工学))資格取得 2. 第一種冷凍機械責任者試験合格 3. 第一種冷凍空調技士試験合格し、登録 4. 一級冷凍機器士で、別加講習を受講 5. アンモニア冷媒空調施設の工事に関する経験を5年以上有する者として、講習の修了	1. 左同 2. 第一種、第二種冷凍機械責任者試験合格 3. 第一種、第二種冷凍空調技士試験合格し、登録 4. 一級、二級冷凍機器士で、別加講習を受講 5. アンモニア冷媒空調施設の工事に関する経験を2年以上有する者として、講習の修了	1. 左同 2. 第一種冷凍機械責任者試験合格 3. 第一種冷凍空調技士試験合格し、登録 4. 一級冷凍空調機器士で、別加講習を受講 5. フルオロン冷媒空調施設の工事に関する経験を5年以上有する者として、講習の修了	1. 左同 2. 第一種、二種冷凍機械責任者試験合格 3. 第一種、二種冷凍空調技士試験合格し、登録 4. 一級、二級冷凍空調機器士で、別加講習を受講 5. フルオロン冷媒空調施設の工事に関する経験を3年以上有する者として、講習の修了	1. 左同 2. 左同 3. 左同 4. 左同 5. フルオロン冷媒空調施設の工事に関する経験を2年以上有する者として、講習の修了
受講講習		S又はSp区分に係る保安確認講習(受講時間4時間)		保安確認講習(受講時間3時間)		

備考 ※ 空調のための冷凍施設のうち、ロット生産されるユニット型機器を用いる施設で次の範囲内のもの

1. シングルパッケージユニット
2. セパレートユニットで室外ユニットと室内ユニットの組合せが限定され、あたかも単一ユニットのように構成されるもので、冷凍能力10トン未満のもの

表 1 手数料表

(消費税込み)

認定の区分 申 請		S	S _p	A	B	C
		アンモニア冷媒に係るもの		フルオロカーボン冷媒に係るもの		
新規認定		37,100	19,000	37,100	29,700	19,000
更新認定		28,400	14,000	28,400	24,700	14,000
更 新 拡 大	S _p → S	36,000				
	B → A			35,700		
	C → B				25,000	
	C → A			36,000		
区 分 変 更	S _p → S	22,000				
	B → A			11,000		
	C → B				11,000	
	C → A			22,000		

アンモニア冷媒に係るものとフルオロカーボン冷媒に係るものを同時に申請する場合には、表1のアンモニア冷媒に係る手数料とフルオロカーボン冷媒に係る手数料を合計した額とするが、表2の組み合わせにより申請をする場合は、表2の手数料額とする。

表2 「アンモニア冷媒に係るもの」と「フルオロカーボン冷媒に係るもの」を同時に申請をする場合の手数料

(消費税込み)

認定の区分		アンモニア冷媒に係るもの						申請の種類		
		S	Sp	S	Sp	Sp→S	Sp→S			
		新規		更新		更新拡大	区分変更			
フルオロカーボン冷媒に係るもの	A	新規	50,700	50,700	50,700	50,700	50,700	表1の合計額		
	B		50,700	43,300	43,300	43,300	49,600			
	C		50,700	32,600	42,000	32,600	49,600			
	A	更新	50,700	42,000	42,000	42,000	49,600			
	B		50,700	38,300	42,000	38,300	49,600			
	C		50,700	32,600	42,000	27,600	49,600			
	B→A	更新拡大	50,700	49,300	49,300	49,300	49,600			
	C→B		50,700	38,600	42,000	38,600	49,600			
	C→A		50,700	49,600	49,600	49,600	49,600			
	B→A	区分変更	表1の合計額						32,200	
	C→B		表1の合計額						32,200	
	C→A		表1の合計額						32,200	

**冷凍空調施設工事事業所
認定申請書提出先指定団体名簿**

① 一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会の構成団体

令和3年7月8日現在

名 称	住 所	電話番号
一般社団法人 北海道冷凍空調設備工業会	060-0042 札幌市中央区大通西18-1-27 山京大通ビル302号	011-623-3560
青森県冷凍空調設備工業会	030-0131 青森市問屋町1-9-25	017-738-2131
岩手県冷凍空調設備工業会	020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南 1-9-5	019-632-6850
一般社団法人 宮城県冷凍空調設備工業会	984-0002 仙台市若林区卸町東1-3-8	022-231-3520
秋田県冷凍空調設備工業会	011-0946 秋田市土崎港中央1-5-27 松澤電気工事(株)内 3F	018-857-4168
一般社団法人 山形県冷凍空調設備工業会	990-2224 山形市近田84-2 朝日工業(株)内	023-666-6533
一般社団法人 福島県冷凍空調設備工業会	960-8162 福島市南町449	024-545-5631
茨城県冷凍空調設備協会	311-1251 ひたちなか市山崎30 (株)宮本冷機内	029-200-4199
一般社団法人 栃木県冷凍空調工業会 冷凍空調設備部会	320-0852 宇都宮市下砥上町1496-1	028-645-8807
協同組合 群馬県機械設備工業会	371-0847 前橋市大友町2-29-21 群馬県設備会館内	027-251-0332
一般社団法人 埼玉県冷凍空調工業会	330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 4-8 アトフィー東高砂106号室	048-883-7075
千葉県冷凍空調設備協会	260-0854 千葉市中央区長洲1-31-1	043-227-4016
一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会	105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館	03-3437-9236
神奈川県冷凍空調設備協同組合	231-0012 横浜市中区相生町1-7 和同ビル 3F	045-681-3449
新潟県冷凍空調設備協会	950-1124 新潟市西区緒立流通2-2-4 新潟機器(株)内	025-377-7111

名 称	住 所	電話番号
一般社団法人 富山県冷凍空調設備工業会	939-8221 富山市八日町247-14 富山流通団地協同組合会館内	076-428-0043
一般社団法人 石川県冷凍空調設備工業会	920-0356 金沢市専光寺町二31番地 北陸エアコン(株) 内	076-213-5577
一般社団法人 山梨県冷凍空調設備保安協会	406-0853 笛吹市境川町藤壘6865 (有)岩間冷設工業内	055-234-5917
岐阜県冷凍空調設備協会	501-3122 岐阜市大洞紅葉が丘1-39	058-243-0033
一般社団法人 静岡県冷凍空調工業会	422-8067 静岡市駿河区南町6-1 南町第1ビル 2F	054-285-2686
一般社団法人 中部冷凍空調設備協会	460-0008 名古屋市中区栄5-7-14 kainumaビル 703号	052-263-5067
一般社団法人 三重県管工事工業協会 冷凍空調部会	514-0011 津市高洲町13-34	059-228-6130
一般社団法人 近畿冷凍空調工業会	541-0041 大阪市中央区北浜1-3-14 リバーポイント北浜 9階	06-6233-3201
一般社団法人 広島県冷凍空調工業会	733-0003 広島市西区三篠町2-4-1 清水ビル2F	082-238-8830
一般社団法人 鳥取県冷凍空調工業会	680-0912 鳥取市商栄町227	0857-29-5541
一般社団法人 島根県冷凍空調工業会	690-0826 松江市学園南2丁目20-8	0852-24-1707
一般社団法人 山口県冷凍空調工業会	745-0074 周南市今宿町3丁目34番地	0834-22-5044
徳島県空調冷凍工業会	770-8691 徳島市大道1-10 中筋ビル 3F	088-654-4455
一般社団法人 香川県冷凍空調設備工業協会	760-0080 高松市木太町3区2082-8 (株)星電内	087-832-2873
一般社団法人 愛媛県冷凍空調設備工業会	790-0951 松山市天山3-13-1 ロータリー天山102号	089-947-2624
一般社団法人 高知県冷凍空調設備工業会	780-0901 高知市上町3-4-23 就労センター かみまち	088-872-2708
一般社団法人 西日本冷凍空調工業会	812-0013 福岡市博多区博多駅東 1-11-15 博多駅東口ビル601号	092-471-1530

名 称	住 所	電話番号
宮崎県冷凍空調工業会	880-0862 宮崎市潮見町100-1 宮崎南菱冷熱(株)内	0985-28-0870
一般社団法人 鹿児島県冷凍空調工業保安協会	890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル 3F	099-254-3948
沖縄県冷凍空調設備協会	900-0002 沖縄県那覇市曙1-8-1 桐和空調設備(株)内	098-861-1751

② 各都道府県冷凍設備保安協会

名 称	住 所	電話番号
一般社団法人 北海道冷凍設備保安協会	060-0003 札幌市中央区北3条西2丁目 さっけんビル	011-231-1581
青森県冷凍設備保安協会	030-0812 青森市堤町1-3-10	017-776-2613
岩手県冷凍設備保安協会	020-0023 盛岡市内丸16-1 岩手県水産会館 5階	019-625-2083
宮城県冷凍設備保安協会	980-0012 仙台市青葉区錦町1-2-23	022-222-7275
秋田県冷凍設備保安協会	010-0802 秋田市外旭川四百刈22 秋田中央小売市場内 2F	080-8206-0265
山形県冷凍協会	994-0057 天童市石鳥居2-2-70 (株)山形丸魚 管理本部 内	023-658-3330
福島県冷凍設備保安協会	963-8071 郡山市富久山町久保田字太郎 殿前2-6 郡山冷蔵製氷(株) 内	024-944-1655
茨城県冷凍設備保安協会	310-0015 水戸市宮町2-8-9	029-221-2835
一般社団法人 栃木県冷凍空調工業会 冷凍施設保安部会	320-0852 宇都宮市下砥上町1496-1	028-658-7756
群馬県冷凍設備保安協会	371-0025 前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル 3F	027-210-6677
埼玉県冷凍設備保安協会	330-0063 さいたま市浦和区高砂3-4-9 太陽生命ビル 6F	048-833-1870
一般社団法人 千葉県冷凍設備保安協会	260-0854 千葉市中央区長洲1-31-1 高森ビル	043-227-7375
公益社団法人 東京都高圧ガス保安協会	113-0033 文京区本郷5-23-13 タムビル 3F	03-3830-0252
一般社団法人 神奈川県高圧ガス保安協会	231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター 3F	045-228-0366
新潟県冷凍空調設備保安協会	950-0088 新潟市中央区万代2-4-15 新潟県冷凍会館 内	025-243-3808
富山県冷凍設備保安協会	939-0341 射水市三ヶ3275-3 サンシャイン小杉 201号室	0766-50-9133

名 称	住 所	電話番号
石川県冷凍設備保安協会	920-0942 金沢市小立野3-7-6	076-265-6663
福井県冷凍設備保安協会	910-0005 福井市大手2-8-10 福井県水産会館4F	0776-22-4117
一般社団法人 山梨県冷凍保安検査協会	400-0813 甲府市向町409-5(齊藤様方)	055-235-6778
長野県冷凍空調保安協会	380-0922 長野市大字栗田字西番場 205-1長野県工業技術総合セ ンター 食品技術部門2階	026-217-5613
岐阜県冷凍設備保安協会	500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館 615号室	058-272-0265
一般財団法人 静岡県環境・産業保安機構	420-0033 静岡市葵区昭和町10-6 富士岡第一ビル 2階	054-260-4161
愛知県冷凍設備保安協会	460-0022 名古屋市中区金山2-13-11 小林ビル 3F	052-323-8835
三重県冷凍設備保安協会	514-0006 津市広明町323-1 三重県水産会館 1F	059-228-2284
滋賀県高圧ガス保安協会	520-0044 大津市京町4-5-23 フォレスト京町ビル 4F	077-526-4718
京都府冷凍設備保安協会	601-8306 京都市南区吉祥院宮ノ西町 9-1 KONAビル 1F	075-322-2130
大阪府冷凍設備保安協会	541-0051 大阪府中央区備後町3-3-15 ニュー備後町ビル 4F	06-6265-0711
兵庫県冷凍設備保安協会	650-0015 神戸市中央区多聞通3-3-16 甲南第一ビル 808号室	078-361-5572
和歌山県冷凍設備保安協会	649-6405 紀の川市東大井202-2	0736-79-3840
岡山県冷凍設備保安協会	700-0941 岡山市北区青江1-7-6 岡山中央冷蔵(株) 2F	086-234-4811
広島県冷凍設備保安協会	730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル 909	082-228-1370
山口県高圧ガス保安協会	754-0011 山口市小郡御幸町7-31 アトレビル 203	083-974-5380

名 称	住 所	電話番号
徳島県冷凍設備保安協会	770-0873 徳島市東沖洲2-66 (株)ニフレイ・ロジ`ステイクス中四国 内	088-664-7060
香川県冷凍設備保安協会	761-8031 高松市郷東町796 (株)ニフレイ・ロジ`ステイクス中四国 高松西物流センター 内	087-882-8811
愛媛県冷凍設備保安協会	790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル 5F	089-941-7021
高知県冷凍設備保安協会	780-0811 高知市弘化台1-15 大東冷蔵(株) 内	090-7574-6662
福岡県冷凍設備保安協会	812-0018 福岡市博多区住吉2-16-1 マンション住吉 202	092-281-0932
佐賀県冷凍設備保安協会	840-0816 佐賀市駅南本町6-7 第一内田ビル 6F	0952-23-5046
長崎県冷凍設備保安協会	851-2211 長崎市京泊3-3-1 関連棟 B-1	095-850-8501
熊本県高圧ガス保安協会	860-0812 熊本市中央区南熊本5-1-1 テルウェル熊本ビル 5F	096-373-0766
一般社団法人 大分県高圧ガス保安協会	870-0045 大分市城崎町2-1-5 司法ビル 203号室	097-534-0733
宮崎県冷凍保安協議会	880-0912 宮崎市大字赤江字飛江田774 エルビ`-ガス会館 内	0985-54-7446
鹿児島県冷凍設備保安協会	892-0823 鹿児島市住吉町7-9 鹿児島船用品ビル 3F	099-222-7069
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会	901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター 706	098-858-9562

冷凍空調施設工事事業所マニュアル 別添

新規認定に係る申請書作成等の手引き

1. 冷凍空調施設工事業所新規認定申請書の提出先等について

- (1) 提出先：マニュアル別表3に定める指定団体
- (2) 受付期間：次の期間とする。
認定日が3月15日の場合：12月15日から1月16日まで
認定日が7月1日の場合：4月5日から4月30日まで
ただし、受付期間の最終日が休日の場合には、受付期間を1日延長する。
また、最終日が土曜日の場合には、翌週月曜日を最終日とする。

2. 提出書類の数

正副各1通を提出するものとする。

3. 冷凍空調施設工事業所新規認定の申請等

(1) 新規認定の申請

- ① 冷凍空調施設工事業所の新規認定申請をしようとする者は、事業所ごとに(2)に掲げる申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を指定団体へ持参又は郵送するものとする。
- ② 認定手数料は、申請書類を提出するときに納付するものとするが、郵送の場合は、提出先の指定団体の指示によること。
- ③ 申請書類が所定の要件を満たしていない場合は、申請書類は受理されない。
この場合は手数料を返還する。
- ④ 申請書類が受理された後は、正当な理由がある場合を除き、手数料は返金しない。
- ⑤ 手数料は、別表2のとおりとする。

(2) 申請書及び添付書類

申請書及び添付書類は次のとおりとする。

- ① **様式1** 「冷凍空調施設工事業所新規認定申請書」
- ② **様式2** 「冷凍空調施設の保証及びサービス体制等」^{注1)}
- ③ **様式3** 「工事实績表」
- ④ **様式4** 「事業所の組織及び人員配置図」
- ⑤ **様式5** 「事業所案内図」
- ⑥ **様式6** 「冷凍空調工事保安管理者経歴書」^{注2) 注3)}
- ⑦ **様式7** 「誓約書」（保証書のない場合に限る。）^{注4)}

注1) ②の「1. 冷凍空調施設の保証」の「保証書の有無」が「有」の場合は、保証書のサンプル又は過去に発行した保証書の写しを添付すること。

- 注2) ⑥には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、及び別表1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付すること。
- 注3) ⑥は、過去に冷凍空調工事保安管理者証（以下「管理者証」という。）の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にあつては、その管理者証及び所有資格の証明書の写しに替えることができる。
- 注4) ⑦は、②の「1. 冷凍空調施設の保証」の「保証書の有無」が「無」の場合は添付すること。

4. 申請書等の記入について

(1) **様式1**「冷凍空調施設工事業所 新規認定申請書」

- ① 「事業所の名称」は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇工場、有限会社〇〇〇商会
〇〇〇営業所等と記入すること。
- ② 「事業所の所在地等」の所在地は、〇〇県〇〇市〇〇町3-4〇〇ビルディングと番地を略して記入してもよい。
「電話番号」及び「FAX番号」は、市外局番、市内局番、番号を記入する。
(例 (03) 3436-6103)
- ③ 「認定申請の区分」は、マニュアル4. の「認定の区分」を参照し、申請する区分を○で囲む。
- ④ 「管理者」は、認定の区分に応じた資格・条件を満たしている者を選任し、その者の氏名、管理者の区分及び生年月日を記入すること。
管理者の区分は、**別表1**の「管理者の資格条件」を参照し記入すること。
また、認定の区分に応じて記入すること。具体的には、事業所の認定の区分がS及びSpの申請においてはS又はSpを記入し、事業所の認定の区分がA、B及びCの申請においてはA、B又はCのいずれかを記入すること。
管理者は、工事の実態に応じて複数の者を選任することが望ましい。
管理者を6名以上選任する事業所については、**様式1**を必要部数記入して提出すること。
- ⑤ 「名簿掲載の可否」は、高圧ガス保安協会が作成する認定工事業所名簿に自事業所名を載せても差し支えない場合には可に、反対に載せたくない場合には否に、各々○で囲むこと。
なお、同名簿には認定番号、認定事業所名、所在地、電話番号が載ります。
この名簿は高圧ガス保安協会のホームページ上に載ります。
- ⑥ 「申請日前2年間の高圧ガス保安法令の違反（行政処分）の有無」は、該当するものを○で囲むこと。
- ⑦ 「連絡担当者」は、申請の内容について、指定団体又は高圧ガス保安協会からの照会に回答ができる者の所属、氏名及び電話番号を記入すること。

- ⑧ 「責任者役職」とは、事業所の長（〇〇工場においては、工場長、〇〇支店においては支店長）をいう。ここでいう事業所の長とは、課長、班長等を含まない。

(2) **様式2**「冷凍空調施設の保証及びサービス体制等」

① 「1. 冷凍空調施設の保証」について

冷凍空調施設を使用者に引き渡した後、当該冷凍空調施設の安全、作動等についての保証期間の年数を記入し、また、保証書の有無については、該当するものを○で囲むこと。

② 「1. 冷凍空調施設の保証」の「保証書の有無」が「有」の場合は、保証書のサンプル又は過去に発行した保証書の写しを添付すること。

③ 「2. サービス体制」について

- ・「苦情処理窓口」は、ユーザーの問合せ、相談、苦情申出を受ける窓口の名称（部署名）を記入すること。
- ・「苦情処理体制」は、苦情の受付から処理に至るまでの経過について、フローを図示等して記入すること。
- ・「定期点検の実施状況」は定期点検の実施部署、人員、実施内容について記入すること。

（例「実施部署：サービス課3名、

実施内容：圧力計、安全装置及び自動制御装置の作動調整、冷媒、冷水及び冷却水系統の漏れの点検及び補修、冷媒、油の交換及び補充、全般的な作動、性能及び安全性の確認」）

(3) **様式3**「工事实績表」

① 「表1 工事实績表」は、直近3年間の全ての欄について冷凍能力3トン以上の冷凍空調施設の工事实績数（基数）を記入すること。ここでいう、「直近3年間」とは、認定年の前年から3年間をいう。また、工事实績がない年は0を記入し、合計数を記入すること。

（例 令和2年3月15日認定の場合、平成29、30年及び令和元年の工事实績を記入する。）

S及びSp区分の申請は、「冷凍能力3トン以上のアンモニア冷凍空調施設」の欄に記入し、また、A、B及びC区分の申請は、「冷凍能力3トン以上のフルオロカーボン冷凍空調施設」の欄に記入すること。

② 「表2 主な工事实績一覧」は、「表1 工事实績表」の直近3年間における各年に応じた主な工事について記入すること。

- ・「冷凍空調施設の冷媒ガス名」は、次の例にならない記入すること。

（例 R22、R134a、アンモニア）

- ・「工事内容」は、次の例にならない記入すること。

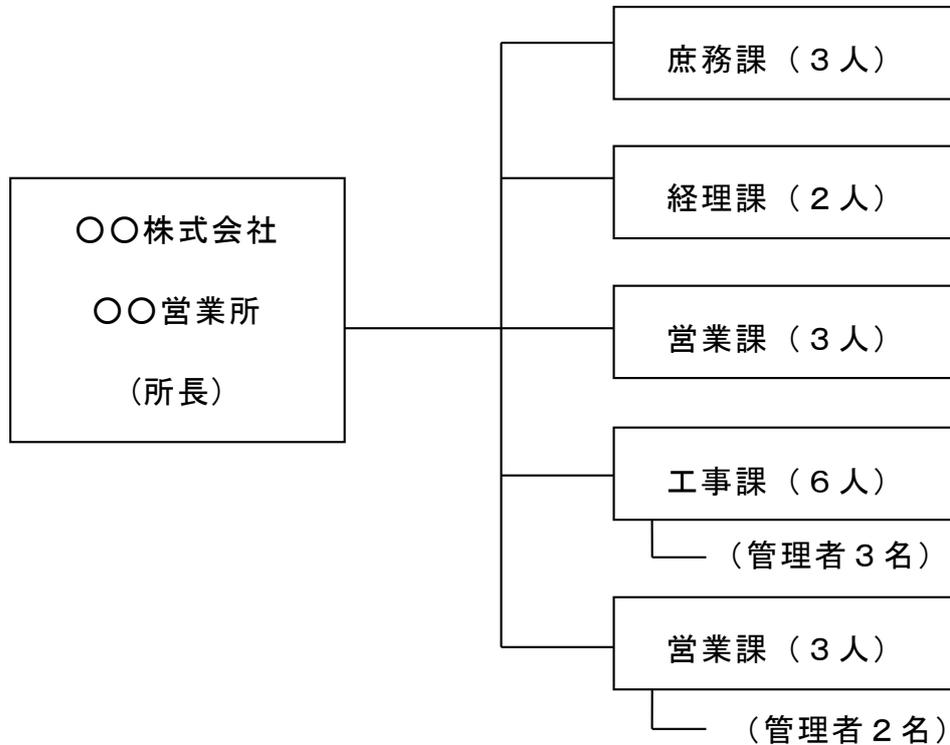
（例「パッケージエアコン1基据付け」、「空調設備の冷媒配管工事」、

「圧縮機、凝縮器交換工事」)

- ・「冷凍能力(トン)」については、冷凍能力3トン以上の冷凍空調施設を記入すること。

(4) **様式4**「事業所の組織及び人員配置図」

事業所における組織及び人員配置について次の例にならい記入すること。
特に管理者の人数を所属部署に記入すること。



(5) **様式5**「事業所案内図」

最寄りの駅等から事業所までに至る案内図を記入すること。

(6) **様式6**「冷凍空調工事保安管理者経歴書」

① 「氏名」は、戸籍上の氏名を正確に記入すること。

② 「生年月日」は年号から記入すること。

③ 「携わった工事の実績」について

・ 「職歴」は、空調、冷凍等に関するものを記入すること。

(例「〇〇株式会社において、冷凍能力〇トンのパッケージエアコンの据付、試運転に従事」)

また、工事实績のある冷凍設備における冷媒ガスをフロン又はアンモニアのいずれかから○で囲むこと。なお、フロンの申請においてはフロンの工事实績を、アンモニアの申請においてはアンモニアの工事实績を記入すること。

④ 「管理者の資格条件」について

・ 「所有資格」は、1. から 5. までのいずれかを選択して記入すること。1. から 4. までにおいては、資格の等級で該当するものを○で囲むこと。5. においては、基礎講習と工事経験年数をどちらも○で囲むこと。

・ 「冷凍空調工事保安管理者講習」は、冷凍空調工事保安管理者講習受講票を参照して、年号（昭和・平成・令和）を○で囲み、修了年月日及び受講票番号を記入すること。

⑤ 「責任者役職」とは、事業所の長（〇〇工場においては、工場長、〇〇支店においては支店長）をいう。ここでいう事業所の長とは、課長、班長等を含まない。

⑥ **様式6**には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、及び別表1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付する。

なお、過去に冷凍空調工事保安管理者証（以下「管理者証」という。）の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にとっては、その管理者証及び所有資格の証明書の写しに替えることができる。

更新認定（継続）に係る申請書作成等の手引き

1. 冷凍空調施設工事業所更新認定申請書の提出先等について

- (1) 提出先：原則として、以前の認定時に申請書類を提出したマニュアル別表3に定める指定団体
- (2) 受付期間：次の期間とする。
認定日が3月15日の場合：12月15日から1月16日まで
認定日が7月1日の場合：4月5日から4月30日まで
ただし、受付期間の最終日が休日の場合には、受付期間を1日延長する。
また、最終日が土曜日の場合には、翌週月曜日を最終日とする。

2. 提出書類の数

正副各1通を提出するものとする。

3. 冷凍空調施設工事業所更新認定の申請等

(1) 更新認定の申請

- ① 冷凍空調施設工事業所の更新認定申請をしようとする者は、事業所ごとに(2)に掲げる申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を指定団体へ持参又は郵送するものとする。
- ② 認定手数料は、申請書類を提出するときに納付するものとするが、郵送の場合は、提出先の指定団体の指示によること。
- ③ 申請書類が所定の要件を満たしていない場合は、申請書類は受理されない。
この場合は手数料を返還する。
- ④ 申請書類が受理された後は、正当な理由がある場合を除き、手数料は返金しない。
- ⑤ 手数料は、別表2のとおりとする。

(2) 申請書及び添付書類

申請書及び添付書類は次のとおりとする。

- ① 様式8「冷凍空調施設工事業所 更新認定（継続）申請書」
- ② 交付されている有効期限内の冷凍空調工事保安管理者証の写し
ただし、次に掲げるいずれか一つでも該当する場合には、管理者証の写しに加えて所有資格の証明書の写しも提出する。
 - ① 前回交付を受けた管理者の区分から変更がある場合
 - ② 有効期限外の管理者証の写しを提出する場合
 - ③ 前回提出した所有資格から変更がある場合

※ ③は、新たに選任する管理者についてのみ提出すること。

③ 様式6「冷凍空調工事保安管理者経歴書」^{注1)注2)}

注1) ③には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、及び別表1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付する。

注2) ③は、過去に冷凍空調工事保安管理者証（以下「管理者証」という。）の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にあつては、その管理者証及び所有資格の証明書の写しに替えることができる。

※ 以下の④から⑥は、前回認定時から変更のある場合のみ提出すること。

④ 様式2「冷凍空調施設の保証及びサービス体制等」^{注3)}

⑤ 様式5「事業所案内図」

⑥ 様式7「誓約書」（保証書のない場合に限る。）^{注4)}

注3) ④の「1. 冷凍空調施設の保証」の「保証書の有無」が「有」の場合は、保証書のサンプル又は過去に発行した保証書の写しを添付すること。

注4) ⑥は、③の「1. 冷凍空調施設の保証」の「保証書の有無」が「無」の場合は添付すること。

4. 申請書等の記入について

(1) **様式8**「冷凍空調施設工事業所更新認定（継続）申請書」

① 「事業所の名称」は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇工場、有限会社〇〇〇商会
〇〇〇営業所等と記入すること。

② 「事業所の所在地等」の所在地は、〇〇県〇〇市〇〇町3-4〇〇ビルディングと番地を略して記入してもよい。

「電話番号」及び「FAX番号」は、市外局番、市内局番、番号を記入する。
(例 (03) 3436-6103)

③ 「事業所の認定区分・番号」は、冷凍空調施設工事業所認定証を参照し、その認定区分・番号を記入すること。

例： 12-A-000

④ 「認定申請の区分」は、マニュアル4. の「認定の区分」を参照し、申請する区分を○で囲むこと。

⑤ 「管理者」は、認定の区分に応じた資格・条件を満たしている者を選任し、その者の氏名、管理者の区分及び生年月日を記入すること。

管理者の区分は、**別表1**の「管理者の資格条件」を参照し記入すること。また、認定の区分に応じて記入すること。具体的には、事業所の認定の区分がS及びSpの申請においてはS又はSpを記入し、事業所の認定の区分がA、B及びCの申請においてはA、B又はCのいずれかを記入すること。

管理者は、工事の実態に応じて複数の者を選任することが望ましい。

管理者を6名以上選任する事業所については、**様式8**を必要部数記入して

提出する。

- ⑥ 「名簿掲載の可否」は、高圧ガス保安協会が作成する認定工事業所名簿に自事業所名を載せても差し支えない場合には可に、反対に載せたくない場合には否に、各々○で囲むこと。
なお、同名簿には認定番号、認定事業所名、所在地、電話番号が載ります。この名簿は高圧ガス保安協会のホームページ上に載ります。
- ⑦ 「過去2年間の高圧ガス保安法令の違反（行政処分）の有無」は、該当するものを○で囲むこと。
- ⑧ 「連絡担当者」は、申請の内容について、指定団体又は高圧ガス保安協会からの照会に回答ができる者の所属、氏名及び電話番号を記入すること。
- ⑨ 「責任者役職」とは、事業所の長（〇〇工場においては、工場長、〇〇支店においては支店長）をいう。ここでいう事業所の長とは、課長、班長等を含まない。

（2）**様式2**「冷凍空調施設の保証及びサービス体制等」

- ① 「1. 冷凍空調施設の保証」について
冷凍空調施設を使用者に引き渡した後、当該冷凍空調施設の安全、作動等についての保証期間の年数を記入し、また、保証書の有無については、該当するものを○で囲むこと。
- ② 「1. 冷凍空調施設の保証」の「保証書の有無」が「有」の場合は、保証書のサンプル又は過去に発行した保証書の写しを添付すること。
- ③ 「2. サービス体制」について
- ・ 「苦情処理窓口」は、ユーザーの問合せ、相談、苦情申出を受ける窓口の名称（部署名）を記入すること。
 - ・ 「苦情処理体制」は、苦情の受付から処理に至るまでの経過について、フローを図示等して記入すること。
 - ・ 「定期点検の実施状況」は定期点検の実施部署、人員、実施内容について記入すること。
（例「実施部署：サービス課3名、
実施内容：圧力計、安全装置及び自動制御装置の作動調整、冷媒、冷水及び冷却水系統の漏れの点検及び補修、冷媒、油の交換及び補充、全般的な作動、性能及び安全性の確認」）

（3）**様式5**「事業所案内図」

最寄りの駅等から事業所までに至る案内図を記入すること。

(4) **様式6**「冷凍空調工事保安管理者経歴書」

- ① 「氏名」は、戸籍上の氏名を正確に記入すること。
- ② 「生年月日」は年号から記入すること。
- ③ 「携わった工事の実績」について
 - ・ 「職歴」は、空調、冷凍等に関するものを記入すること。
(例「〇〇株式会社において、冷凍能力〇トンのパッケージエアコンの据付、試運転に従事」)
 - また、工事実績のある冷凍設備における冷媒ガスをフロン又はアンモニアのいずれかから○で囲むこと。なお、フロンの申請においてはフロンの工事実績を、アンモニアの申請においてはアンモニアの工事実績を記入すること。
- ④ 「管理者の資格条件」について
 - ・ 「所有資格」は、1. から 5. までのいずれかを選択して記入すること。1. から 4. までにおいては、資格の等級で該当するものを○で囲むこと。5. においては、基礎講習と工事経験年数をどちらも○で囲むこと。
 - ・ 「冷凍空調工事保安管理者講習」は、冷凍空調工事保安管理者講習受講票を参照して、年号（昭和・平成・令和）を○で囲み、修了年月日及び受講票番号を記入すること。
- ⑤ 「責任者役職」とは、事業所の長（〇〇工場においては、工場長、〇〇支店においては支店長）をいう。ここでいう事業所の長とは、課長、班長等を含まない。
- ⑥ **様式6**には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、及び別表1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付する。
なお、過去に冷凍空調工事保安管理者証（以下「管理者証」という。）の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にとっては、その管理者証及び所有資格の証明書の写しに替えることができる。

更新認定（拡大）に係る申請書作成等の手引き

1. 冷凍空調施設工事業所更新認定（拡大）申請書の提出先等について

- (1) 提出先：原則として、以前の認定時に申請書類を提出したマニュアル別表3に定める指定団体
- (2) 受付期間：次の期間とする。
認定日が3月15日の場合：12月15日から1月16日まで
認定日が7月1日の場合：4月5日から4月30日まで
ただし、受付期間の最終日が休日の場合には、受付期間を1日延長する。
また、最終日が土曜日の場合には、翌週月曜日を最終日とする。

2. 提出書類の数

正副各1通を提出するものとする。

3. 冷凍空調施設工事業所更新認定の申請等

(1) 更新認定の申請

- ① 冷凍空調施設工事業所の更新認定（拡大）申請をしようとする者は、事業所ごとに（2）に掲げる申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を指定団体へ持参又は郵送するものとする。
- ② 認定手数料は、申請書類を提出するときに納付するものとするが、郵送の場合は、提出先の指定団体の指示によること。
- ③ 申請書類が所定の要件を満たしていない場合は、申請書類は受理されない。
この場合は手数料を返還する。
- ④ 申請書類が受理された後は、正当な理由がある場合を除き、手数料は返金しない。
- ⑤ 手数料は、別表2のとおりとする。

(2) 申請書及び添付書類

申請書及び添付書類は次のとおりとする。

- ① 様式9「冷凍空調施設工事業所 更新認定（拡大）申請書」
- ② 交付されている有効期限内の冷凍空調工事保安管理者証の写し
ただし、次に掲げるいずれか一つでも該当する場合には、管理者証の写しに加えて所有資格の証明書の写しも提出する。
 - ① 前回交付を受けた管理者の区分から変更がある場合
 - ② 有効期限外の管理者証の写しを提出する場合
 - ③ 前回提出した所有資格から変更がある場合

※ ③は、新たに選任する管理者についてのみ提出する。

③ **様式6**「冷凍空調工事保安管理者経歴書」^{注1)注2)}

注1) ③には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、及び別表1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付する。

注2) ③は、過去に冷凍空調工事保安管理者証（以下「管理者証」という。）の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にあつては、その管理者証及び所有資格の証明書の写しに替えることができる。

※ 以下の④及び⑤は、前回認定時から変更のある場合のみ提出する。

④ **様式2**「冷凍空調施設の保証及びサービス体制等」^{注3)}

⑤ **様式5**「事業所案内図」

⑥ **様式7**「誓約書」（保証書のない場合に限る。）^{注4)}

注3) ④の「1. 冷凍空調施設の保証」の「保証書の有無」が「有」の場合は、保証書のサンプル又は過去に発行した保証書の写しを添付すること。

注4) ⑥は、④の「1. 冷凍空調施設の保証」の「保証書の有無」が「無」の場合は添付すること。

4. 申請書等の記入について

(1) **様式9**「冷凍空調施設工事業所更新認定（拡大）申請書」

① 「事業所の名称」は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇工場、有限会社〇〇〇商会
〇〇〇営業所等と記入すること。

② 「事業所の所在地等」の所在地は、〇〇県〇〇市〇〇町3-4〇〇ビルディングと番地を略して記入してもよい。

「電話番号」及び「FAX番号」は、市外局番、市内局番、番号を記入する。
(例 (03)3436-6103)

③ 「事業所の認定区分・番号」は、冷凍空調施設工事業所認定証を参照し、その認定区分・番号を記入すること。

例： 12-A-000

④ 「更新認定申請の区分の変更」は、マニュアル4.の「認定の区分」を参照し、以下の例のように記入すること。

例1： C区分 → A区分

例2： Sp区分 → S区分

⑤ 「管理者」は、認定の区分に応じた資格・条件を満たしている者を選任し、その者の氏名、管理者の区分及び生年月日を記入すること。

管理者の区分は、別表1の「管理者の資格条件」を参照し記入すること。

また、認定の区分に応じて記入すること。具体的には、事業所の認定の区分がS及びSpの申請においてはS又はSpを記入し、事業所の認定の区分がA、B及びCの申請においてはA、B又はCのいずれかを記入すること。

管理者は、工事の実態に応じて複数の者を選任することが望ましい。

管理者を6名以上選任する事業所については、**様式9**を必要部数記入して提出する。

- ⑥ 「名簿掲載の可否」は、高圧ガス保安協会が作成する認定工事業所名簿に自事業所名を載せても差し支えない場合には可に、反対に載せたくない場合には否に、各々○で囲むこと。
なお、同名簿には認定番号、認定事業所名、所在地、電話番号が載ります。この名簿は高圧ガス保安協会のホームページ上に載ります。
- ⑦ 「過去2年間の高圧ガス保安法令の違反（行政処分）の有無」は、該当するものを○で囲むこと。
- ⑧ 「連絡担当者」は、申請の内容について、指定団体又は高圧ガス保安協会からの照会に回答ができる者の所属、氏名及び電話番号を記入すること。
- ⑨ 「責任者役職」とは、事業所の長（○○工場においては、工場長、○○支店においては支店長）をいう。ここでいう事業所の長とは、課長、班長等を含まない。

(2) **様式2**「冷凍空調施設の保証及びサービス体制等」

- ① 「1. 冷凍空調施設の保証」について
冷凍空調施設を使用者に引き渡した後、当該冷凍空調施設の安全、作動等についての保証期間の年数を記入し、また、保証書の有無については、該当するものを○で囲むこと。
- ② 「1. 冷凍空調施設の保証」の「保証書の有無」が「有」の場合は、保証書のサンプル又は過去に発行した保証書の写しを添付すること。
- ③ 「2. サービス体制」について
- ・「苦情処理窓口」は、ユーザーの問合せ、相談、苦情申出を受ける窓口の名称（部署名）を記入すること。
 - ・「苦情処理体制」は、苦情の受付から処理に至るまでの経過について、フローを図示等して記入すること。
 - ・「定期点検の実施状況」は定期点検の実施部署、人員、実施内容について記入すること。
（例「実施部署：サービス課3名、
実施内容：圧力計、安全装置及び自動制御装置の作動調整、冷媒、冷水及び冷却水系統の漏れの点検及び補修、冷媒、油の交換及び補充、全般的な作動、性能及び安全性の確認」）

(3) **様式5**「事業所案内図」

最寄りの駅等から事業所までに至る案内図を記入すること。

(4) **様式6**「冷凍空調工事保安管理者経歴書」

- ① 「氏名」は、戸籍上の氏名を正確に記入すること。
- ② 「生年月日」は年号から記入すること。
- ③ 「携わった工事の実績」について
 - ・ 「職歴」は、空調、冷凍等に関するものを記入すること。
(例「〇〇株式会社において、冷凍能力〇トンのパッケージエアコンの据付、試運転に従事」)
 - また、工事实績のある冷凍設備における冷媒ガスをフロン又はアンモニアのいずれかから○で囲むこと。なお、フロンの申請においてはフロンの工事实績を、アンモニアの申請においてはアンモニアの工事实績を記入すること。
- ④ 「管理者の資格条件」について
 - ・ 「所有資格」は、1. から 5. までのいずれかを選択して記入すること。1. から 4. までにおいては、資格の等級で該当するものを○で囲むこと。5. においては、基礎講習と工事経験年数をどちらも○で囲むこと。
 - ・ 「冷凍空調工事保安管理者講習」は、冷凍空調工事保安管理者講習受講票を参照して、年号（昭和・平成・令和）を○で囲み、修了年月日及び受講票番号を記入すること。
- ⑤ 「責任者役職」とは、事業所の長（〇〇工場においては、工場長、〇〇支店においては支店長）をいう。ここでいう事業所の長とは、課長、班長等を含まない。
- ⑥ **様式6**には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、及び別表1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付する。
なお、過去に冷凍空調工事保安管理者証（以下「管理者証」という。）の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にとっては、その管理者証及び所有資格の証明書の写しに替えることができる。

区分変更に係る申請書作成等の手引き

1. 冷凍空調施設工事業所の区分変更申請書の提出先等について

(1) 提出先：原則として、以前の認定時に申請書類を提出したマニュアル別表3に定める指定団体

(2) 受付期間：随時とする。

2. 提出書類の数

正副各1通を提出するものとする。

3. 冷凍空調施設工事業所の区分変更の申請等

(1) 区分変更の申請

① 冷凍空調施設工事業所の区分変更申請をしようとする者は、事業所ごとに(2)に掲げる申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)を指定団体へ持参又は郵送するものとする。

② 認定手数料は、申請書類を提出するときに納付するものとするが、郵送の場合は、提出先の指定団体の指示によること。

③ 申請書類が所定の要件を満たしていない場合は、申請書類は受理されない。

この場合は手数料を返還する。

④ 申請書類が受理された後は、正当な理由がある場合を除き、手数料は返金しない。

⑤ 手数料は、別表2のとおりとする。

(2) 申請書及び添付書類

申請書及び添付書類は次のとおりとする。

① **様式10**「冷凍空調施設工事業所の区分変更申請書」

② 交付されている冷凍空調施設工事業所認定証

③ 交付されている有効期限内の冷凍空調施設工事保安管理者証

ただし、次に掲げるいずれか一つでも該当する場合には、管理者証に加えて所有資格の証明書の写しも提出する。

① 前回交付を受けた管理者の区分から変更がある場合

② 有効期限外の管理者証の写しを提出する場合

③ 前回提出した所有資格から変更がある場合

※ ④は、新たに選任する管理者についてのみ提出する。

④ **様式6**「冷凍空調工事保安管理者経歴書」^{注1) 注2)}

注1) ④には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、及び別表

1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付する。

注2) ④は、過去に冷凍空調工事保安管理者証の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にとっては、その冷凍空調工事保安管理者証及び所有資格の証明書の写しに替えることができる。

- ※ ⑤は、②及び③について紛失等により全てを提出できない場合にのみ提出する。
- ⑤ 交付されている冷凍空調施設工事業所認定証及び冷凍空調工事保安管理者証の写し

4. 申請書等の記入について

(1) **様式10**「冷凍空調施設工事業所の区分変更申請書」

- ① 「事業所の名称」は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇工場、有限会社〇〇〇商会〇〇〇営業所等と記入すること。
- ② 「事業所の所在地等」の所在地は、〇〇県〇〇市〇〇町3-4〇〇ビルディングと番地を略して記入してもよい。
「電話番号」及び「FAX番号」は、市外局番、市内局番、番号を記入する。
(例 (03) 3436-6103)
- ③ 「事業所の認定区分・番号」は、冷凍空調施設工事業所認定証を参照し、その認定区分・番号を記入すること。
例： 12-A-〇〇〇
- ④ 「認定申請の区分の変更」は、マニュアル4.の「認定の区分」を参照し、以下の例のように記入すること。
- 例1： C区分 → A区分
例2： Sp区分 → S区分
- ⑤ 「管理者」は、認定の区分に応じた資格・条件を満たしている者を選任し、その者の氏名、管理者の区分及び生年月日を記入すること。
管理者の区分は、**別表1**の「管理者の資格条件」を参照し記入すること。
また、認定の区分に応じて記入すること。具体的には、事業所の認定の区分がS及びSpの申請においてはS又はSpを記入し、事業所の認定の区分がA、B及びCの申請においてはA、B又はCのいずれかを記入すること。
管理者は、工事の実態に応じて複数の者を選任することが望ましい。
管理者を6名以上選任する事業所については、**様式10**を必要部数記入して提出する。
- ⑥ 「名簿掲載の可否」は、高圧ガス保安協会が作成する認定工事業所名簿に自事業所名を載せても差し支えない場合には可に、反対に載せたくない場合には否に、各々○で囲むこと。

なお、同名簿には認定番号、認定事業所名、所在地、電話番号が載ります。
この名簿は高圧ガス保安協会のホームページ上に載ります。

- ⑦ 「連絡担当者」は、申請の内容について、指定団体又は高圧ガス保安協会からの照会に回答ができる者の所属、氏名及び電話番号を記入すること。
- ⑧ 「責任者役職」とは、事業所の長（〇〇工場においては、工場長、〇〇支店においては支店長）をいう。ここでいう事業所の長とは、課長、班長等を含まない。

（２）**様式6**「冷凍空調工事保安管理者経歴書」

- ① 「氏名」は、戸籍上の氏名を正確に記入すること。
- ② 「生年月日」は年号から記入すること。
- ③ 「携わった工事の実績」について
 - ・ 「職歴」は、空調、冷凍等に関するものを記入すること。
（例「〇〇株式会社において、冷凍能力〇トンのパッケージエアコンの据付、試運転に従事」）
また、工事实績のある冷凍設備における冷媒ガスをフロン又はアンモニアのいずれかから○で囲むこと。なお、フロンの申請においてはフロンの工事实績を、アンモニアの申請においてはアンモニアの工事实績を記入すること。
- ④ 「管理者の資格条件」について
 - ・ 「所有資格」は、1. から 5. までのいずれかを選択して記入すること。1. から 4. までにおいては、資格の等級で該当するものを○で囲むこと。5. においては、基礎講習と工事経験年数をどちらも○で囲むこと。
 - ・ 「冷凍空調工事保安管理者講習」は、冷凍空調工事保安管理者講習受講票を参照して、年号（昭和・平成・令和）を○で囲み、修了年月日及び受講票番号を記入すること。
- ⑤ 「責任者役職」とは、事業所の長（〇〇工場においては、工場長、〇〇支店においては支店長）をいう。ここでいう事業所の長とは、課長、班長等を含まない。
- ⑥ **様式6**には、修了印のある「冷凍空調工事保安管理者講習受講票」の写し、及び別表1の所有資格欄に定める所有資格の証明書の写しを添付する。
なお、過去に冷凍空調工事保安管理者証（以下「管理者証」という。）の交付を受け、別表1に定める管理者としての要件を満足している者にとっては、その管理者及び証所有資格の証明書の写しに替えることができる。

冷凍空調施設等保安確認実施要領

(適用範囲)

1. この要領は、冷凍空調施設工事事業所認定マニュアル(以下「マニュアル」という。) 11(2)で規定する事業所がその管理者に行わせなければならない確認等について規定する。

(冷凍空調施設設置等保安確認の実施)

2. 事業所は、冷凍空調施設の設置等に係る工事(認定の区分に応じた認定の工事範囲に限る。)の完了後、下表の認定区分に応じて様式14-1又は様式14-2の「冷凍空調施設設置等保安確認実施報告書」(以下「報告書」という。)の「保安確認実施内容」について、管理者が自ら行う検査又は管理者が検査を行う者を指揮、監督することによる検査により、当該施設が保安上支障のないことを確認しなければならない。

なお、「保安確認実施内容の確認」にあたっては、高圧ガス保安法、同法令に基づく通達及び協会が定める基準等と照らし判定するものとする。

認定の区分		「冷凍空調施設設置等保安確認実施報告書」
A	フルオロカーボン冷媒に係る冷凍空調施設	様式14-1
B		
C		
S	アンモニア冷媒に係る冷凍空調施設	様式14-2
S p		

(報告書の交付)

3. 事業所は、2.の規定により管理者が、当該施設が保安上支障のないことを確認した場合、必要事項を記載(署名・押印を含む。)し、冷凍空調施設の使用者に、報告書又はこれに準じたものを必要に応じて、使用者等に交付しなければならない。

(報告書の保存)

4. 事業所は、3.の規定により、冷凍空調施設の使用者に交付した報告書又はこれに準じたものとして交付したものの控えを残さなければならない。
その保存期間は当該冷凍空調施設が設置されている期間とする。

(冷凍空調施設保安確認実施証の貼付)

5. 事業所は、3.の規定により、報告書又はこれに準じたものを冷凍空調施設の使用者に交付したときは、マニュアル11(3)の規定に基づき、当該冷凍空調施設又はその付近に様式15の冷凍空調施設保安確認実施証を必要に応じて貼付しなければならない。

内容変更届作成等の手引き

1. 冷凍空調施設工事業所認定申請内容変更届の提出先等について

- (1) 提出先：原則として、以前の認定時に申請書類を提出したマニュアル別表 3 に定める指定団体
- (2) 受付期間：随時とする。

2. 提出書類の数

正副各 1 通を提出するものとする。

3. 冷凍空調施設工事業所内容変更届出について

認定後、事業所の所在地、名称、管理者又は冷凍空調工事保安管理者証の資格の区分に変更があったときは、様式 17 の「冷凍空調施設工事業所認定申請内容変更届」に、次表に掲げるその事実を証する書面を添えて、認定申請書を提出した指定団体を経由して、その旨を遅滞なく、協会に届け出なければならない。

変更する内容	様式 17 「冷凍空調施設工事業所認定申請内容変更届」に添付する書類
事業所住所の変更	<p style="text-align: center;">様式 5 「事業所案内図」</p> <p>※ 市町村合併による住所表示の変更の場合は、添付不要</p>
<p style="text-align: center;">事業所名称の変更</p> <p>※ マニュアル 5. 認定の要件について変更がない場合に限る。</p>	<p>①及び②を提出する。</p> <p>①登記簿謄本等の写し又は登記簿謄本において社名が変わることが不明な場合には、同一の事業所であることがわかる書面等</p> <p>※ 冷凍空調施設の利用者からの苦情に対して、適切な処理を行うサービス体制に変更がある場合には、様式 2 「冷凍空調施設の保証及びサービス体制」を提出する。</p> <p>②交付されている有効期間内の冷凍空調施設工事業所認定証及び冷凍空調工事保安管理者証</p>

管理者の変更	管理者の選任	様式6「冷凍空調工事保安管理者経歴書」及び様式6の備考で規定する添付書類。 ただし、過去に管理者証の交付を受け、その管理者証が別表1に定める管理者としての要件を満足している場合は、その管理者証及び所有資格の証明書の写し。
	管理者の解任	有効期間内の管理者証
管理者証の資格区分の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ C区分からB区分へ ・ C区分からA区分へ ・ B区分からA区分へ ・ S p区分からS区分へ 		①から③までを提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ①講習受講票等資格を証明する書類 ②交付されている有効期間内の冷凍空調工事保安管理者証 ③所有資格の証明書の写し

承継届作成等の手引き

1. 冷凍空調施設工事業所認定承継届の提出先等について

- (1) 提出先：原則として、以前の認定時に申請書類を提出したマニュアル別表3に定める指定団体
- (2) 受付期間：随時とする。

2. 提出書類の数

正副各1通を提出するものとする。

3. 冷凍空調施設工事業所認定承継届出について

認定後、相続又は合併があったときは、**様式18**の「冷凍空調施設工事業所認定承継届」に、その旨を証明する書面（登記事項証明書の写し等）及び交付されている冷凍空調施設工事業所認定証及び冷凍空調工事保安管理者証（認定の有効期間内のものを有している場合に限る）を添えて遅滞なく、指定団体を經由して協会に提出しなければならない。

返納届作成等の手引き

1. 冷凍空調施設工事業所認定返納届の提出先等について

- (1) 提出先：原則として、以前の認定時に申請書類を提出したマニュアル別表 3 に定める指定団体
- (2) 受付期間：随時とする。

2. 提出書類の数

正副各 1 通を提出するものとする。

3. 冷凍空調施設工事業所認定返納届出について

認定事業所において、認定の事業を廃止した場合、認定の区分に応じた管理者を選任できなくなった場合又はその他認定の要件を満たすことができなくなった場合には、**様式 19**「冷凍空調施設工事業所認定返納届」に当該認定の認定証及び管理者証（認定の有効期間内のものを有している場合に限る）を添えて遅滞なく、指定団体を經由して協会に提出しなければならない。